

報告事項 3

損害賠償請求事件等について

このことについて、別紙資料に基づき報告します。

平成30年10月11日

教 職 員 課

第1 判決の言渡し

1 損害賠償請求事件

(1) 当事者

原告：特別支援学校高等部の生徒

被告：愛知県

(2) 事件の概要

平成30年3月1日、原告は、校内において鞆につけていたキーホルダーを窃取され、その際当該キーホルダーのストラップ紐が破損した。

愛着のあるキーホルダーを盗まれて壊されたこと、また、学校側が十分な再発防止策を講じないために安心して登校できないことより精神的苦痛を被ったとして、国家賠償法第1条及び民法第715条に基づいて慰謝料160万円を支払うよう求めて訴えの提起に至ったものである。

(3) 判決の概要

① 主文【県勝訴】

- ・原告の請求をいずれも棄却する
- ・訴訟費用は原告の負担とする

② 理由趣旨

財産的損害については既に弁償されている上、原告が本件キーホルダーに対して財産的価値以上に精神的価値を認めていたという特別な事情も存在しないから、精神的損害の発生は認められない。

また、原告は、被告が十分な再発防止策を講じないために安心して登校できないことで精神的苦痛を被っているとも主張するが、原告本人はキーホルダーを窃取した生徒を許しているため、被告や学校関係者の対応によって原告が精神的苦痛を被ったという事実は認められない。

(4) 控訴期限

平成30年9月26日（水）

2 損害賠償請求事件

(1) 当事者

原告：高等学校の事務職員

被告：愛知県

(2) 事件の概要

原告は、平成 28 年度の人事評価の結果に対して、苦情処理委員会へ苦情の申立てを行ったが、苦情処理委員会は、原告に対する事情聴取を行わないまま、原告に結果を通知した。原告が、名古屋簡易裁判所に調停の申立てをしたところ、苦情処理委員会は、通知した結果を取消し、改めて事情を陳情する場を付与した上で、再度審査を行うと原告に連絡した。

原告が苦情処理委員会の審査結果に不備があると指摘したときには、審査結果の取消しをしなかったにもかかわらず、原告が調停の申立てをすると自らの都合で審査結果の取消しを行った苦情処理委員会の対応は、違法であるとして、調停の申立て前に審査結果を取り消していれば支払う必要のなかった調停費用 6,500 円を求めて訴えの提起に至ったものである。

(3) 判決の概要

① 主文【県勝訴】

- ・原告の請求を棄却する
- ・訴訟費用は原告の負担とする

② 理由趣旨

苦情処理委員会が調停の申立てがされるまで苦情処理の結果を取り消さなかったことは、人事評価に関する苦情処理手続の運用の在り方として適切さを欠くことは否定できないが、改めて原告に事情聴取を実施しても人事評価を変更すべき具体的な事実の主張が期待できないことなどの事情を考慮すれば、違法であるとまでは評価できない。

(4) 控訴期限

平成 30 年 10 月 18 日（木）

第2 訴訟提起

1 指導改善研修命令取消等請求事件

(1) 当事者

原告：小学校の元教諭

被告：愛知県

(2) 請求の趣旨

- ① 被告は、原告に対し300万円及びこれに対する平成30年3月16日から完済に至るまで年5分の割合による金員を支払え。
- ② 被告代表者愛知県教育委員会が原告に対して行った平成30年3月16日付け指導改善研修命令を取消す。
- ③ 訴訟費用は被告の負担とする。

(3) 事件の概要

① 事件の経過

平成29年秋以降、校長らは、3年1組には算数の授業指導案を作成すべき担任がいるにもかかわらず、副担任であった原告に対し授業指導案を作成させ、市教委の職員らを相手に授業参観をさせ、その後引き続いて面談を受けさせる等、原告を「指導が不適切な教員」と認定するための材料作りを行い、平成30年3月16日付けで、原告に対して指導改善研修命令を行った。

② 主張の内容

文部科学省は、ガイドラインにおいて「指導が不適切な教員」の具体例を示しているところ、原告はこの具体例には該当しない。また、これまでに校長から原告の自覚を促すような指導不適切となる事実を示されたことも一度もない。

そのため、原告に対する指導改善研修命令は、事実誤認による違法な命令であるとして、行政事件訴訟法第3条第2項に基づき、同命令の取消しを求めるとともに、事実無根の権限濫用による違法な命令を受け筆舌に尽くしがたい精神的苦痛を被ったとして、国家賠償法第1条第1項に基づき、損害賠償を求める。

2 損害賠償請求事件

(1) 当事者

原告：小学校の元教諭

被告：愛知県

(2) 請求の趣旨

- ① 被告は、原告に対して2,000万円及びこれに対する平成30年4月17日から完済に至るまで年5分の割合による金員を支払え。
- ② 訴訟費用は被告の負担とする。

(3) 事件の概要

① 事件の経過

原告は、平成30年3月16日付けで指導改善研修命令を受け、平成30年度は月曜日から木曜日まで愛知県総合教育センターにおいて指導改善研修を受講する予定であったが、欠勤を続けた。

平成30年4月17日、校内の廊下において、市教委職員、校長、教頭、事務職員の4名は原告を待ち伏せて原告の身体を抑え込みながら3年生の教室内に連行し、原告を取り囲んだ。同4名は、原告を監禁した上で、原告の左腕、腰及び右腕を力一杯握りしめて傷害を負わせた。原告が身を守るために逃げ出したところ、市教委職員は、「月曜日から木曜日は研修センターに行く日だろ！ばか！」と原告を怒鳴り、脅迫行為に及んだ。

② 主張の内容

原告は、児童らが見ているにも関わらず、市教委職員ら4名が、暴力をもって指導改善研修命令を強制しようとしたことに筆舌に尽くしがたい精神的衝撃を受けるとともに傷害を受け、教員としての職務遂行に支障をきたした。

市教委職員らの監禁、傷害及び脅迫行為は、故意又は過失により違法に原告に損害を加えたものであるとして国家賠償法第1条第1項及び第3条第1項に基づき、損害賠償を求める。